

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	市税等の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、市税等の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等に基づき固定資産税・都市計画税、軽自動車税、個人市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を行っている。</p> <p>①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の納付の受託に関する事務 ③市税等の口座振替に関する事務 ④市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事務 ⑤市税等の督促に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の猶予等に関する事務 ⑧市税等の欠損に関する事務 ⑨市税等の不服申立てに関する事務</p>
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険税システム、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一第16項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報の提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	収納課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	収納課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱い事務、②事務の概要	<p>地方税法等に基づき固定資産税・都市計画税、軽自動車税、個人市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を行っている。</p> <p>①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。</p>	<p>地方税法等に基づき固定資産税・都市計画税、軽自動車税、個人市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を行っている。</p> <p>①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の納付の受託に関する事務 ③市税等の口座振替に関する事務 ④市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事務 ⑤市税等の督促に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の猶予等に関する事務 ⑧市税等の欠損に関する事務 ⑨市税等の不服申立てに関する事務</p>	事後	事務の概要修正
平成29年5月31日	I 関連情報、2特定個人情報ファイル名	1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	事後	特定個人情報ファイル名修正
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一第16項	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一第16項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報の提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第27項</p>	<p>【情報の提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正